

保育料の補助制度があります

(ひょうご保育料軽減事業のご案内)

兵庫県では、子育て世帯の経済的な負担を減らすため、0歳～2歳のお子さんの保育料に対して補助を行っています。

(保育施設が対象者の保育料を軽減した場合、その軽減額を県から保育施設へ補助する制度です)

対象者(すべてに当てはまる方)

兵庫県内に住所がある

対象施設(県内にある認可外の事業所内保育施設、企業主導型保育事業)を利用している
一時預かりでの利用や、認可保育所等と併用している場合は対象外です。

対象施設を利用している子どもの年齢が、令和5(2023)年4月1日時点で2歳以下
(令和2(2020)年4月2日以降に生まれた子ども)

世帯合計の市町民税所得割額が次の額未満 ...確認方法は裏面をご覧ください。

対象施設を利用している子ども	右記以外の世帯	ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	参考 あくまで目安です。必ず所得割額をご確認ください
第1子	57,700円未満	77,101円未満	年収約360万円未満
第2子以降	155,500円未満	169,000円未満	年収約640万円未満

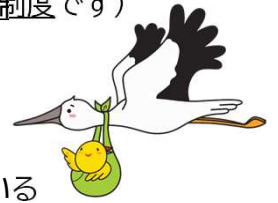
4月～8月利用分はR4年度、9月～3月利用分はR5年度の所得割額で判定します。

非課税世帯(世帯合計の市町民税所得割額・均等割額とも0円)ではない

非課税世帯の0～2歳の子どもは、幼児教育・保育無償化の対象のため、この事業は対象外です。

(R4年度非課税の場合は4～8月分が、R5年度非課税の場合は9～3月分が対象外)

R5年度非課税世帯が無償化の給付を受けるには、市町の保育担当課(企業主導型保育施設の従業員枠を利用している場合は保育施設)にご相談ください。



申請手続き

次の書類を、利用している施設へ提出してください。施設への提出期限： 月 日()

申請書(県HP、各施設にあります)

世帯全員の住民票のコピー または 健康保険証のコピー

令和4年度と令和5年度の市町民税所得割額が分かる書類のコピー 詳細は裏面へ

ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類のコピー(該当世帯のみ)

申請書記入例



補助額

次の ～ を比較して最も低い額 × 対象施設の在園月数を補助します。

月額保育料 - 5,000円

補助基準額(第1子10,000円、第2子以降15,000円)

月額保育料 × 1/2

補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨て

保育料が月額5,000円以下の場合は対象外

【例】 ・ 保育料が月額24,000円 補助額 第1子の場合10,000円/月、第2子以降の場合12,000円/月
・ 保育料が月額9,000円 補助額 第1子、第2子以降どちらも4,000円/月

対象期間

令和5年4月～令和6年3月の間で対象施設に在園する期間(途中入園、途中退園も対象です)

(裏面あり)

市町民税所得割額が分かる書類

保護者の ~ のいずれかの書類で、令和4年度・令和5年度の2か年分が必要です。
源泉徴収票や確定申告書、住民税の領収書などは、所得割額が記載されていないため代用できません。
(通知書の名称や書式は、各市町によって異なります。)

サラリーマン、公務員などの給与所得者

市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) 毎年6月頃に勤務先から配布

自営業者など

市(町)民税・県民税納税通知書(課税明細書) 毎年6月頃に市・町から自宅へ郵送

が手元にない方 課税証明書

お住まいの市・町の窓口などで発行(手数料がかかることがあります)。発行方法は市町へお問い合わせください

所得割額の確認方法 (例:市(町)民税・県民税 特別徴収月額の決定・変更通知書)

令和5年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		(単位:円)	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	課税標準 総所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	市民税 税額控除前所得割額 税額控除額 所得割額 均等割額 県民税 税額控除前所得割額 税額控除額
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計	【例】 ・所得割額(印) 90,000円 + 控除額(印) 27,000円 = 117,000円 ・配偶者控除(印) あり ...1人分の書類でOK 第1子は対象外 第2子以降は対象
(摘要)	調整控除 寄附金税額控除 住宅借入金等特別控除	市 3000 県 2000 市 9000 県 6000 市 18000 県 12000	

市町民税所得割額

= 市民税(町民税)の所得割額(印) + 市民税(町民税)の税控除額(印)

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割、外国税額控除「調整控除」は合算しません。

各市町で様式が異なり、控除を受けていても通知書に控除額の記載がない場合があります。
市役所・町役場の税担当職員に控除額の内訳を聞き取り、その内容を申立書(県HP、保育施設にあります)に記入して提出してください。

配偶者控除

- ・ 配偶者控除(印)の欄に「有」「*」などがある 提出する書類は1人のみでOK
- ・ 配偶者控除(印)の欄が空欄 配偶者の「市町民税所得割額が分かる書類」も提出してください。合算して対象になるか判定します。

神戸市が発行した通知書は計算方法が異なります

政令指定都市では、他の市町と市民税・県民税の税率が異なるため、
(所得割額(印) + 控除額(印)) × 6 / 8 で算出した額で判定します。
【例】上の通知書の場合 (90,000 + 27,000) × 6 / 8 = 87,750円

詳しい確認方法や
他の書類での確認方法



Q & A

Q: 令和4年度の所得割額は制限内ですが、令和5年度は超えています。対象になりますか。

A: 4 ~ 8月分の保育料のみ補助の対象になります。

そのほかのQ&A



問い合わせ先

兵庫県子ども政策課 子ども企画班

TEL: 078-341-7711(代表) 内線2870

(平日 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:30)

E-mail: kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

本事業は財源の一部に法人県民超過課税を活用し実施しています。